

佐賀県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字東郷字一本松二四九六番二地先から 杵島郡白石町大字福吉字二本黒木二〇六一番一地先まで	幅員 三・四・八メートル 延長 一〇〇四・〇メートル
	杵島郡白石町大字東郷字一本松二四九六番二地先から 杵島郡白石町大字福吉字二本黒木二〇六一番一地先まで	幅員 一・八・九メートル 延長 一〇〇〇・七メートル